

佃島小学校PTA会員各位

平成18年5月25日
佃島小学校児童保護者
公認会計士 中澤省一郎

5月11日文章に関する「校庭開放の不正」について

突然、平成18年5月11日に佃島小学校PTA会長 真部温美氏より、校庭開放の受託収入返金に関して、文書（添付資料参照）が発せられました。この文書は、悪いのは教頭先生であり、私たちPTAは全く悪くないという主張ですが、私が把握しているのは、当時の教頭・校長先生も悪いが、PTAも悪いであります。この事実が大きく異なるため、PTAにいくら開示、訂正を求めても全く無駄であると判断し、私が把握している事実の内、記載されていない事実及び重大な間違いを、今までの経緯と共に、ここにお知らせします。

〔どうして私が校庭開放に係わったか〕

私が、佃島小学校の校庭開放に係わるようになったのは、池田小学校の事件の後、次男の入学後、平成14年4月に当時のPTA会長Tより、「池田小学校の事件もあるので、区の指導で、外部に委託せず、保護者が校庭開放の指導員を行うことにしました。」と説明されてからです。当時、契約書の開示を求め、30人以上の1年生の保護者が集まり、全ての責任がPTAになるかのような文言「万全を期さなければならぬ」の削除を求めたことから始まりました。

〔校庭開放に関する不正の指摘〕

契約書は変更された後に、元PTA役員から、校庭開放関係と特別会計（行事祝い金等）は会長のみが管理しており、会長の判断で支出されており、会長以外の役員は全く知らず（会計さえもその存在を知らなかったと聞いています。）、どうなっているのかわからないので、会計士として調べてほしいと依頼を受け、調査を開始し、中央区教育委員会と何度も掛け合い、

- ・ PTAがピンハネした分の一部が飲食等、会長の判断で使われていたこと。
 - ・ 領収書の綴りが突然、10年分なくなったこと。
 - ・ 前払い現金払い、事後精算現金返金の仕組みが、不正の温床であること。
- 等が判明し、
- ・ 平成15年4月より、ピンハネがなくなりました。
 - ・ 平成16年4月より、簿外処理から本会計での処理に変更になり会計処理されるようになりました。
 - ・ 平成17年4月より、不正が起こりにくい仕組み（事後請求、口座振込み）にやっと変更できました。

その間、松田校長が赴任した時点（平成16年4月）で、PTA会長真部氏に校長経由で厳密な調査を依頼した結果、当時の教頭先生から、平成11年から14

年分として、40万円程度のお金が中央区に返金されたと聞いておりました。小学校という教育現場で、公金が不正に使われているということは、全く許しがたいことであるとの思いが、やっと4年の年月を費やし、不正がおきにくい制度変更に至るまでこぎつけました。

I：記載されていない事実

(1) 校庭開放に関する領収書の綴りが10年分なくなりしました。(廃棄？盗難？紛失？)

平成15年3月下旬に、私が校庭開放に関する帳簿等の開示を依頼し、4月上旬に学校にお伺いしたところ、「平成13年分を含めて、10年分の校庭開放の領収書の綴りがなくなった。3月に転出した教頭先生が廃棄した。14年度分は、差額（ピンハネ分）は全額、教頭先生の机の中にあつたので、1円も使用していないので、そもそも、領収書もありません。」と当時のPTA会長Tから告げられました。

この教頭先生は、1年しか在籍していなかったもので、転出先の学校に電話で確認したところ、「前任の教頭先生から預かったものをそのまま渡した。私は廃棄していない。」と言う返事でした。

そこで、当時のF校長先生に「なくなったという事実はあるのだから、だれか廃棄していないのならば、紛失か、盗難である。学校内には、子供・保護者のプライバシーに関する書類等があるので、領収書の綴り以外になくなったものがないか調査してほしい。また、校長の管理下での紛失又は盗難であるので、警察に届けてほしい」と何度も申し入れたが、警察への届け、学校内での自主的な調査さえ行われなかった。

(2) 校庭開放に関する会計報告は会員に対して一度もされていませんでした。

私が指摘するまで、校庭開放と、特別会計（祝儀）に関しては、一度も会計報告されたことがなかったと聞いています。当時の会計でさえ、その存在を知らなかった方もいます。平成14年分は、平成15年5月の総会のみで開示され、平成16年4月より、PTA本会計に含まれ、やっと、不正が起これにくい仕組みになりました。

(3) ピンハネ分の一部は、平成10年までは飲食にも使われていたようです。

(ピンハネ分の総額は不明です。きちんとした領収書・帳簿等が開示されていませんので。)

平成15年以降は、中央区から受け取る金額（1日10,400円、半日6,200円）との差額は、平成16年までは簿外処理されており、平成10年まで

は一部は、飲食に使用されておりました。平成14年以前は、保護者以外が校庭開放の指導員であったため、いくら支払われていたかはわかりませんが、厳密にはいくらピンハネしていたのかは判りませんが、私が見た「校庭開放委託料出納帳」では、平成元年から平成10年までの11年間で、最大12万3千円から最低で2万6千円平均で、平均すると年平均7万6千円が飲食に使われていました。これ以外も会長の判断で支出されていたようです。(何しろ、現金で持っており、帳簿と言えるものではなく、実態があまりよくわかりません。) ヒヤリング当時の役員は、運営委員会で報告し、承認を得ていたとのこと言っているのですが、議事録もなく、運営委員会だよりによって書かれていたと言う人は皆無であり、その当時の役員等に聞いても、校庭開放の差額を飲食に使用したという報告を記憶している人は、私の周りにはいません。(発言が信用できる人という意味です。)

Ⅱ：間違い（正誤表）

5月11日の文章には、大きな間違いがあります。

5月11日配布文書 (誤り)	正しい内容	備考
P T A特別会計（周年行事積み立て）を廃止	校庭開放関係（注1）、（P T A行事祝金関係）特別会計（注2）、周年行事積立金の3つの簿外会計を廃止	本会計と3本の簿外会計が存在していた。校庭開放関係と特別会計（祝儀）は会長の判断で支出されており、全く収支報告されたことがなかった。
会計を一本化するに当たり、過年度分の校庭開放に関する会計の調査をしたところ	中澤より校庭開放の実施状況、お金の流れ等に不透明な部分があるので、調査してほしいとの校長経由の申し入れにより、過年度分の校庭開放に関する会計を平成16年7月から9月にかけて	調査時点はすでに会計は一本化されており、会計の一本化のための調査ではなかった。
平成11年から14年にかけて	調査を行ったのは、平成11年から14年の4年間のみであり、平成10年以前は調査しておりませんが、調査した期間においては	平成10年以前は、ピンハネ分の一部は飲食等に使われていたが、平成10年以前は、全く調査をしていない。

5月11日配布文書 (誤り)	正しい内容	備考
委託料を請求していた	委託料を精算返金していなかった	前月に前払いとして現金で教頭が受け取り、実施後、「実施状況報告書」を添付して、未実施を精算し、現金で返金することになっていた。
平成17年度役員としてただちに	平成16年度役員としてただちに、又は、1年後、平成17年度役員として	学校への相談は、平成16年であるが、区への相談が何時は、私は知りません。
当時校庭開放の会計処理は教頭先生窓口に	当時校庭開放の金銭の授受は教頭先生窓口に	校庭開放に関する会計処理はされておりませんでした。
その金銭の受け渡し、書類の提出、PTAは係わっておらず	その金銭の受け渡し(注3)、書類の提出(注4)等の多くを、PTAの副会長である教頭先生に一任していたので、	あたかも、PTAは全く係わっていなかったかのようです。
教頭先生の誤請求	教頭先生の誤(?)精算	鉛筆書きをペン書にしていたときの相違は、「誤り」なら、ランダムに発生するので、全てが収入過大になることはないと思いますので、非常に不自然です。
総会で会員にそのことを明らかにする	本来、このような処理をするには、運営委員会が承認し、臨時PTA総会を開催し、修正予算を決議しなければなりません。この手続きを省略したことをお詫びすると共に、今回のPTA総会で明らかにするために	H17.5の予算で、未収入金と未払い金を両建てにすることを進言しましたが、行われなかったため、このようなお金の受け渡し、特に、支出は、予算で承認されていないものであり、臨時総会での承認が必須であった。H18.5の総会では全く説明されなかった。

5月11日配布文書 (誤り)	正しい内容	備考
「校庭開放受託収入」と「校庭開放支出金」	本来は、臨時総会での承認後に「雑収入」で受け入れ、「予備費」で支出しなければなりませんでしたが、「校庭開放受託収入」と「校庭開放支出金」	教頭からの返金は、「受託収入」に該当せず、区への返金は「校庭開放支出」に該当しませんので、厳密には、臨時総会で修正予算を承認してもらう必要がありました。
平成17年度より実績払いに変更	区の監査委員の指摘により、従来は、現金での前払い、現金での事後精算でしたが、平成17年度より、実施後の実績による請求、銀行振り込みに変更	あたかも、すんなり変更になったようですが、変更してもらうまで、3年の月日を要しました。

(注1) 校庭開放関係は、中央区より支給された額と指導員に支給される額の差額(俗に、ピンハネという。)を、本会計とは別に簿外で処理していた会計であります。主な用途は

平成10年以前:飲食等を含め、会長の判断で支出(当時のPTA役員の談:地域の人にお世話になっているので、地域の人へのお礼で飲食を行っていた。運営委員会で報告し、承認を得ていた。中澤:運営委員会だよりは、記載があったというのは聞いたことがない。運営委員会の議事録は全く存在しないので、確認がとれない。)

平成11年から14年:周年行事積立特別会計への振替

平成15年:原則的に、差額はない。(半日実施で少額発生)

平成16年以降:本会計へ一本化

(注2) (PTA行事祝金)特別会計は、PTA行事へ参加した来賓等からのお祝儀を入れて、PTA会長が管理し、自由に会長の判断で支出していたと聞いており、その用途は把握できていません。但し、PTA会長等がお祝儀を持っていく場合には、本会計から出金し(会費から支出)、もらったものは本会計に入れず、特別会計として、簿外処理していました。(PTA役員の私に対する主張では、)全く帳簿もなく、領収書等も確認できない状態であった。実質的には、PTAのお金がPTA会長の個人的に自由になるお金になる仕組みでありました。

(当時のPTA会長談:お祝儀は、PTA行事を行った役員へ「お疲れさん」と思ってくれたのだから、役員が個人的にもらったもので、

P T Aがもらったものではないのだから役員が自由に使ってどこが悪いのか?)

(注3) 金銭の中央区との受け渡しは教頭先生が行っており、謝礼金は、教頭先生から主事さんに渡され、主事さんから指導員へ渡されていました。ピンハネ分は、P T Aの管理する校庭開放関係に入っていましたので、P T Aが全く係わっていないというのは、間違いです。

(注4) 書類の提出は以下のようなものでした。(教頭がP T A会長の印鑑を預かっていました。)

- ・ 契約書：教頭がP T A会長の印鑑を押印して提出。
- ・ 委任状：P T A会長が、社会体育課長に対して「概算払いの請求・受領及び精算の権限」を委任：委任状の押印は教頭が行う。この委任状により、教頭先生は現金での受け渡しが可能となっていました。
- ・ 概算払い請求：社会体育課長に対して、P T A会長から委任された社会体育課長が請求する。社会体育課長が自ら請求し、自ら決済し、自ら払うという一人3役のとんでもない仕組みでした。(専門用語でいうと、内部統制が存在しない状態でした。)
- ・ 実施状況報告書：「P T Aが鉛筆書きで下書きし、教頭先生に渡し、教頭先生は、ペンで書き直して提出。今回の教頭先生の不正は、P T Aでは実施しなかったと鉛筆書きしたものを、教頭先生が実施したとして実施状況報告書をペンで作成したため、返還金に不足が生じていた。」とP T A会長は言っていました。

なお、平成11年分の契約等は、P T A会長K (P T A会長は1年のみ)ではなく、前P T A会長T (子どもの卒業後も含めて、8年ほどP T A会長等をしていたと聞いています。)がP T A会長であるかのように契約している。(校庭開放だけは私がやるからと言っていたそうです。)明らかに、意図的に行っております。したがって、契約等が「教頭」のみが行っており、P T Aは係わっていないとの記述は明らかに間違いであります。